

(4) 役員等報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人大阪技術振興協会（以下「本協会」という。）の定款25条の規定に基づき、役員等の報酬等の支給について定めることを目的とする。ここにいう役員等とは、役員及び特定された会員（以下「特定会員」という。）のことをいう。

(役員等報酬等の意義)

第2条 この規程における役員等報酬等とは、協会が役員及び特定会員に対し、執行を指示した業務の対価として支払うものをいう。

(定義等)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された役員のうち、本協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 特定会員とは、本協会の業務執行のための職責を与えられた者をいう。
- (5) 報酬等とは、役員報酬及び職務報酬とする。
- (6) 役員報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であり、費用とは明確に区分されるものとする。
- (7) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。
- (8) 職務報酬とは、特定会員に対して職務遂行の対価として受ける財産上の利益である。

(報酬等の決定)

第4条 理事長は、理事会の議決を経て、総会の決議により役員等の報酬等の支給を決定する。

(報酬等の支給)

第5条 役員報酬及び職務報酬の額は、別に定める。

2. 重複して職責を果たす場合、原則として最高額の報酬等のみを支給し他は支給しない。
3. 業務拡大のため、理事長の指示を受けて活動する役員等に対し、職務報酬を支給することができる。ただし、活動の結果、受託した業務を自ら業務指示を受けて実施することになる場合には費用のみを支給する。
4. 報酬等は、月額は職員給与の支払い日に支給し、年額は年度初めの支払日に支給する。ただし、年額支給については途中で役員等の交代があった場合は、期間経過率により交代時に精算する。

(費用の支給)

第6条 役員等には、その通勤・業務の実態に応じて交通費、通勤費、旅費等の費用を支給する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て、総会の決議により行う。

平成12年 5月23日 制定

平成19年10月12日 改訂

平成24年12月14日 改訂

平成26年 4月 1日 改訂

平成27年 3月13日 改訂

平成27年 7月 3日 改訂

平成30年 9月14日 改訂

令和 元年 6月 9日 改訂

[役員報酬]

職 責	勤務 形態	報酬額	費用	備 考
理事長	非常勤	100,000 円/年	その都度実費	年間役員報酬
専務理事 (受託業務委員長)	常勤	200,000 円/月	通勤費支給	月額役員報酬
理事	非常勤	—	その都度実費	理事会毎、その他
監事	非常勤	20,000 円/年	その都度実費	年間役員報酬